

平成 27 年第 4 回府中町議会定例会

会 議 録（第 1 号）

1. 開 会 年 月 日 平成 27 年 9 月 11 日（金）

2. 招 集 の 場 所 府中町議会議事堂

3. 開 議 年 月 日 平成 27 年 9 月 11 日（金）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

4. 出席議員（18 名）

議長	中 井 元 信 君	副議長	繁 政 秀 子 君
1 番	小 菅 卷 子 君	4 番	益 田 芳 子 君
5 番	山 口 晃 司 君	6 番	上 原 貢 君
7 番	海 渡 弘 信 君	8 番	西 友 幸 君
9 番	中 村 勤 君	10 番	慶 徳 宏 昭 君
11 番	山 西 忠 次 君	12 番	木 田 圭 司 君
13 番	力 山 彰 君	14 番	岩 竹 博 明 君
15 番	加 島 久 行 君	16 番	中 村 武 弘 君
17 番	梶 川 三 樹 夫 君	18 番	林 淳 君

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

5. 欠席議員（0 名）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

6. 付議事件

1 会議録署名議員の指名

2 会期の決定

3 諸報告

（1）議長報告

（2）常任委員会委員長報告

（3）議会運営委員会委員長報告

（4）議会報特別委員会委員長報告

（5）監査委員報告

（6）広島県後期高齢者医療広域連合議会議員報告

4 町長報告

・行政報告

- ・報告第12号 平成26年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

5 第38号議案 平成27年度府中町一般会計補正予算（第2号）

6 第39号議案 平成27年度府中町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

7 第40号議案 平成27年度府中町介護保険特別会計補正予算（第1号）

8 第41号議案 平成27年度府中町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

9 第42号議案 府中町個人情報保護条例の一部改正について

10 第43号議案 府中町職員定数条例の一部改正について

11 第44号議案 府中町職員の退職手当に関する条例及び府中町職員の再任用に関する条例の一部改正について

12 第45号議案 府中町手数料条例の一部改正について

13 第46号議案 府中町立保育所設置及び管理条例の廃止について

14 第47号議案 府中町地域の公園設置及び管理条例の一部改正について

15 第48号議案 工事請負契約の締結について

16 第49号議案 人権擁護委員の候補者の推薦について

17 第50号議案 平成26年度府中町歳入歳出決算の認定について

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

7. 説明のため会議に出席した者

町	長	和多利 義之 君
副町	長	佐藤 信治 君
教 育	長	高杉 良知 君
企 画 財 政 部	長	高石 寛智 君
地 方 創 生 担 当 部	長	地下 調 君
総 務 部	長	寺尾 光司 君
福 祉 保 健 部	長	立石 佳之 君
生 活 環 境 部	長	梶川 幸正 君
建 設 部	長	河中 健治 君

向洋駅周辺区画整理事務所長	土 手 澄 治 君
消 防 長	中 川 和 幸 君
教 育 部 長	金 藤 賢 二 君
福 祉 保 健 部 次 長	山 西 仁 子 君
生 活 環 境 部 次 長	坂 本 雅 司 君
向洋駅周辺区画整理事務所次長	脇 本 哲 也 君
消 防 本 部 次 長	白 崎 俊 文 君
企 画 課 長	井 上 貴 文 君
財 政 課 長	増 田 康 洋 君
総 務 課 長	新 見 公 平 君
職 員 課 長	神 永 和 明 君
税 務 課 主 幹	金 川 秀 之 君
高 齢 介 護 課 長	森 太 君
保 険 年 金 課 長	森 本 雅 生 君
健 康 推 進 課 長	長 西 弘 子 君
住 民 課 長	大 塚 圭 子 君
町 民 生 活 課 長	金 光 一 隆 君
監 理 課 長	池 口 豊 記 君
都 市 整 備 課 長	岡 村 紀 行 君
建 築 課 長	藤 原 進 吾 君
総 務 課 長（教 委）	胡 子 幸 穂 君

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

８．職務のため会議に出席した者

議 会 事 務 局 長	花 田 智 史 君
-------------	-----------

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

９．議事の内容

（開会 午前 ９時３０分）

○議長（中井元信君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は１８名で定足数に達しておりますので、議会は成立いたしております。よって、平成２７年第４回府中町議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程でございますが、お手元に配付いたしております日程で会議を進め
まいりたいと思いますが、御異議ございませんか。

○議長（中井元信君） 御異議なしと認めます。よって、議事日程のとおり会議を進めることと決定いたしました。

○議長（中井元信君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

今日は、１１番山西議員、１２番木田議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（中井元信君） 日程第2、会期の決定を議題に供します。

本定例会の会期につきましては、案としてお手元に配付しておりますとおりでございます。

それでは、お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から９月２５日までの１５日間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

○議長（中井元信君） 御異議ないようでございますので、本定例会の会期は、本日から９月２５日までの１５日間と決定いたしました。

○議長（中井元信君） 日程第3、諸報告に入ります。

まず、議長報告を行います。

6月定例会以降、6月25日に安芸地区衛生施設管理組合議会臨時会に出席いたしました。

この内容については、後ほど町長報告もございますので、私からは組合議会の運営に係る議長及び副議長の選挙結果についてのみ報告をさせていただきます。

安芸地区衛生施設管理組合の議会議長には、坂町議会議長川本英輔氏、副議長には熊野町議会議長の山野千佳子氏が選出されましたが、山野氏においては、その後熊野町議会議長を辞職されたことに伴い、現在は副議長のポストは空席となっております。

なお、後任の副議長の選挙は12月定例会にて選挙を行う予定であります。

次に、7月31日に広島県町議会議長会の臨時議長会議に出席をいたしました。

主な協議事項として、平成26年度一般会計歳入歳出の決算の認定についてと、任期満了に伴う役員の選出がありました。平成26年度一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり承認をされました。

また、任期満了に伴う役員の選任ですが、会長には海田町の久留島議長、副会長には安芸太田町の中本議長、監事には世羅町の中村議長がそれぞれ満場一致で選任されました。

なお、任期は平成27年8月1日から平成29年3月31日までとなっております。

次に、8月20日には、皆様も御参加されました県町議会議長会の主催する議員研修会に出席いたしました。

午前中は、同志社大学の新川教授による「地方議会の活性化と改革の課題」と題した講演を、午後からは日本大学の岩井教授に「今後の政局・政治展望」と題した講演を受けました。いずれも皆様とともに参加した研修でありますので、詳細な報告は省略をさせていただきます。

以上、議長報告を終わります。

次に、各委員会の委員長報告を行います。

総務文教委員会、山口委員長、お願いします。

5番山口議員。

○5番（山口晃司君） 皆さん、おはようございます。総務文教委員長報告をいたします。総務文教委員会の報告をさせていただきます。

6月定例議会以降、9月1日に委員会並びに協議会を開催しました。

委員会では、教育委員会の事務の点検、評価についての報告書が提出されましたが、参考資料としての配付にとどめ、委員外議員の皆さんにもメールボックスに配付させていただきました。参考にいただければと思います。

協議会につきましては、9月定例会に向けた案件の概要説明を受けました。

なお、本会議から当委員会への付託議案はございませんでした。

以上をもちまして、総務文教委員会の報告を終わります。

○議長（中井元信君） 厚生委員会、上原委員長、お願いします。

6番上原委員長。

○ 6 番（上原 貢君） おはようございます。厚生委員会の報告をさせていただきます。

6 月定例会以降は、9 月 2 日に委員会並びに協議会を開催しております。

9 月 2 日の委員会では、生活環境に関する事務調査ということで、皆さん御承知の府中町プレミアム付商品券の追加販売についての報告を受けております。

また、9 月定例会以前ということで、協議会において提出予定の案件について説明を受けました。

なお、本会議から当委員会への付託議案はございませんでした。

以上で厚生委員会の報告を終わらせていただきます。

○議長（中井元信君） 建設委員会、4 番益田委員長、お願いします。

○ 4 番（益田芳子君） 皆さん、おはようございます。建設委員会の報告をさせていただきます。

6 月定例会以降、9 月 2 日に委員会並びに協議会を開催しております。

9 月 2 日の委員会では、建設事業に関する事務調査、下水道事業に関する事務調査ということで、各種契約締結の報告を受けております。

また、協議会では 9 月定例会に向けた案件の概要説明を受けております。

なお、本会議から当委員会への付託議案はございませんでした。

以上で建設委員会の報告を終わります。

○議長（中井元信君） 議会運営委員会、中村武弘委員長、お願いします。

○ 1 6 番（中村武弘君） 皆さん、おはようございます。議会運営委員会の報告をさせていただきます。

6 月定例会以降は、一昨日 9 月 9 日に議会運営委員会を開催しております。

委員会では、今定例会の運営についてということで、6 月定例会以降に受理された陳情書等の報告や、会期についての協議を行いました。

また、行政視察研修の出張報告書の調整を行っております。視察研修については、8 月 1 8 日、1 9 日に実施いたしております。出張報告書はお手元に配付いたしておりますので、ごらんいただければと思います。

以上で、簡単ですが議会運営委員会委員長報告を終わります。

○議長（中井元信君） 議会報特別委員会、林委員長、お願いします。

○ 1 8 番（林 淳君） 議会報特別委員会の報告をいたします。

6 月定例会以降、議会報特別員会は 6 月 2 3 日の定例会閉会后、7 月 2 日、7 月

13日と、昨日9月10日の4回開催しています。

また、8月24日から25日にかけて行政視察を行っています。行政視察につきましては、出張報告にまとめ、皆さんのお手元に配付しておりますので、ごらんになってください。

6月23日の委員会では、議会広報の編集に関する事務調査ということで、議会だより第138号の執筆者や発行までの日程の確認を行いました。

7月2日の委員会では、原稿校正と写真調整を行っています。

7月13日の委員会では、初校により見出しや記事内容などの校正を行い、行政視察の日程調整を行いました。

また昨日、9月10日の委員会では、この定例会の内容をお知らせする議会だより第139号の編集に向けて、執筆者の決定や発行までの日程調整について協議を行い、出張報告の取りまとめも行いました。

以上で議会報特別委員会の報告を終わります。

○議長（中井元信君） 次に、監査委員報告をお願いします。

小菅監査委員。

○1番（小菅卷子君） 皆さん、おはようございます。監査委員報告をさせていただきます。

監査は、府中町代表監査委員土井精二並びに監査委員小菅卷子の両名が実施をいたしました。

まず、地方自治法第235条の2第1項の規定に基づく例月出納検査ですが、平成27年5月分を平成27年6月25日に、平成27年6月分を平成27年7月15日に、平成27年7月分を平成27年8月14日にそれぞれ実施しました。

検査の結果につきましては、お手元に配付している資料のとおり、いずれも現金の出納は適正であると認めます。

次に、地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査ですが、平成27年度第1期定期監査を平成27年4月13日から7月2日まで、総務部総務課、生活環境部住民課及び南交流センター、教育委員会学校教育課及び各小中学校を対象として実施をいたしました。

監査の結果につきましては、お手元に配付している資料のとおり、関係書類を抽出し、調査したところ、平成26年度に属する財務に関する事務は、適正に処理されて

いました。

最後に、平成２７年７月１５日付で町長から審査に付されました地方自治法第２３３条第２項及び同法第２４１条第５項の規定の基づく平成２６年度各会計歳入歳出決算及び基金運用状況について、平成２７年７月１５日から８月２１日まで、また平成２７年７月３１日付で町長から審査に付されました地方公共団体の財務の健全化に関する法律第３条第１項及び第２２条第１項の規定に基づく平成２６年度決算にかかわる健全化判断比率及び資金不足比率については、平成２７年８月３日から８月２１日まで審査を行い、いずれも８月２４日に審査意見書を町長に提出をいたしました。

以上で監査委員報告を終わります。

○議長（中井元信君） 次に、広島県後期高齢者医療広域連合議会議員報告をお願いします。

上原議員。

○６番（上原 貢君） それでは、広島県後期高齢者医療広域連合議会についての報告をさせていただきます。

６月定例会以降、広島県後期高齢者医療広域連合議会は開催されておらず、したがって報告事項はございません。

以上で報告を終わります。

○議長（中井元信君） 以上で全ての報告を受けました。

続いて、各報告に対する質問に入ります。

まず、議長報告に対して質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） ないようでございますので、次に参ります。

総務文教委員会委員長報告に対しての質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） ないようでございますので、次に参ります。

厚生委員会委員長報告に対して質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） ないようでございますので、次に参ります。

建設委員会委員長報告に対して質問のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井元信君) ないようでございますので、次に参ります。

議会運営委員会委員長報告に対して質問のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井元信君) ないようでございますので、次に参ります。

議会報特別委員会委員長報告に対して質問のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井元信君) ないようでございますので、次に参ります。

監査委員報告に対して質問のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井元信君) ないようでございますので、次に参ります。

広島県後期高齢者医療広域連合議会議員報告に対して質問のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井元信君) ないようでございますので、以上をもって諸報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長(中井元信君) 日程第4に入る前に理事者の出席を求めますので、しばらく休憩をいたします。10時から再開をいたします。休憩。

(休憩 午前 9時49分)

(再開 午前10時00分)

○議長(中井元信君) 休憩中の議会を再開します。

~~~~~○~~~~~

○議長(中井元信君) 日程第4、町長報告を行います。

最初に、行政報告からお願いいたします。

町長。

○町長(和多利義之君) 皆さん、おはようございます。9月定例議会、きょうから開会をお願いをしているということでありますが、先ほど日程を本日から25日までの15日間と決定をしていただいたと。非常に2週間余りに及ぶ日程ということでありますが、特に連休が5日間挟むということと、決算審査の大きな議題がある、特別委員会を設置をしていただくと、こういうことで長い期間と、こういうことになったと

いうことでありますが、委員会でも申し上げましたように、この間町長報告を含めて 15 議題を提案をさせていただくことにいたしておるということでございます。冒頭でございますけれども、よろしく御審議をいただきますよう、お願いをしておきたいと、このように思います。

それでは、早速でございますが、安芸地区衛生施設管理組合の臨時議会についてということですが、議題は 4 件ございました。

まず 1 件と 2 件目でございますが、統一地方選挙がございまして、管理者とか議員の異動がございまして、先ほど議長のほうから報告がございましたので、この点は省略をさせていただきたいと、このように思います。

3 件目でございますが、監査委員の選任の同意についてでございますが、組合の代表監査委員の原田幹太監査委員が 5 月で退任をされ、広島市の推薦により浦田宏氏、広島市職員の O B で現在府中町シルバー人材センターの理事長さんということですが、この方を選任したいという内容でございますが、その案件にも同意をさせていただいたと、こういうことでございます。

次に、4 件目でございますが、工事請負契約の締結についてでございますけれども、安芸クリーンセンターの長寿命化計画が平成 24 年度から始まり、本年度から平成 29 年度まで基幹的設備改良工事が行われることになっておるということでございます。

5 月 29 日に株式会社神鋼環境ソリューションと基幹的設備工事の仮契約を済ませましたが、予定価格が議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条に該当することから、議決を行ったということでございます。工事請負契約は、28 億 8,360 万円となっておるということでございます。期間長期にわたってもう 15 年ほど延ばしていただけるということで、抜本的に炉あたりをやりかえると、こういう大きな工事になると、金額も高いと、こういうことになっております。

以上、4 件の提案でございますが、全てそれぞれ提案どおり決したと、こういうことでございます。

以上でございます。

○議長（中井元信君） ただいまの行政報告に対して質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） ないようでございますので、行政報告を終わります。

続いて、報告第12号、平成26年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告について報告を求めます。

町長。

○町長（和多利義之君） 報告第12号 平成27年9月11日提出。

平成26年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告について。

平成26年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率を算定したので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により報告をさせていただくものでございます。

府中町長 和多利義之

詳細についての説明でございますが、企画財政部長がさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○議長（中井元信君） 補足説明。

企画財政部長。

○企画財政部長（高石寛智君） おはようございます。企画財政部長です。

報告第12号、平成26年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを補足して説明いたします。

本報告は、地方公共団体の財政に健全化に関する法律に基づき、監査委員の審査意見を付して議会に報告を行うものです。

裏面をごらんください。

まず、1、平成26年度決算健全化判断比率です。4つの指数がございます。

最初に、実質赤字比率です。これは一般会計と土地取得特別会計において、歳出に対する歳入の不足額、いわゆる赤字額を町の一般財源の標準的な規模をあらわす標準財政規模で除したものです。赤字額はありませぬので、指数は「－」で表示しております。

続いて、連結実質赤字比率です。これは町の全ての会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。全会計ともに赤字額はありませぬので、指数は「－」で表示しております。

続いて、実質公債費比率です。これは公債費や算定ルール上公債費に準ずるとされている経費を町の標準財政規模を基本とした額で除したものの3カ年間の平均値です。

対象として、一般会計の公債費や下水道事業特別会計への公債費に対する繰出金、一部事務組合への公債費に対する負担金などが計上されております。昨年度が13.9%ですので、1.5ポイント下降しております。

主な要因としましては、町税等の増加に係る標準財政規模の増加、また都市計画税引き上げに係る特定財源の増加などが上げられます。

続いて、将来負担比率です。これは町が将来的に負担することとなっている実質的な負債に当たる額から負債の償還に充当可能な基金などの額を控除の上、町の標準財政規模を基本とした額で除したものです。対象として、一般会計の地方債残高や債務負担行為に基づく支出予定額、職員の退職手当負担見込み額などが計上されております。指数は130.4%となりました。昨年度が148.2%ですので、17.8ポイント下降しております。

主な要因としては、都市計画税引き上げに係る充当可能特定収入の増加、また下水道事業における地方債残高の減少に係る下水道事業特別会計への繰り出し見込み額の減少などが上げられます。

次に、2、平成26年度決算資金不足比率です。これは下水道事業特別会計における資金不足額、いわゆる赤字額の事業規模に対する比率をあらわしたものです。赤字額はありませので、指数は「－」で表示しております。

各比率の早期健全化基準や財政再生基準、経営健全化基準は、それぞれ各指数の下の欄に記載しており、いずれの指数も下回っております。

監査委員からは、いずれの比率も早期健全化基準を下回っており、基準を上回った場合に適用される財政健全化計画及び財政再生計画を定める必要がないことが確認されたという審査意見をいただいております。

提出書類の審査意見書の中に算定基礎数値や算定式などが記載されておりますので、御参照ください。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井元信君）　続いて、質問に入ります。

質問のある方。

8番西議員。

○8番（西　友幸君）　すみません、将来負担比率のところなんですが、早期健全化基準いうところで350%になってますよね。今の約3倍弱ということなんですが、どうし

てこのような数字になるんかちょっと教えてください。

○議長（中井元信君） 企画財政部長。

○企画財政部長（高石寛智君） ただいまの御質問ですが、将来負担比率の早期健全化基準、これを上回った場合には財政健全化計画の策定が義務づけられるということで、このこれを下回った場合についてはその必要がないということで、本町の場合は平成26年度130.4ですので、早期健全化基準よりはるかに下にあるということで、健全化の範疇ではないかというふうに考えております。

○議長（中井元信君） 8番西議員。

○8番（西 友幸君） これは350というのは、上限が350という意味で書かれとるんですかね。

○議長（中井元信君） 財政課長。

○財政課長（増田康洋君） ただいまの御質問でございますが、350%という比率は、日本全国どこの自治体も350%と定められているものでございます。

以上でございます。

○議長（中井元信君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） ほかにないようでございますので、本件についての報告を終わります。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中井元信君） 日程第5、第38号議案、平成27年度府中町一般会計補正予算（第2号）を議題に供します。

本案について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（和多利義之君） 第38号議案 平成27年9月11日提出。

平成27年度府中町一般会計補正予算（第2号）

平成27年度府中町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億2,571万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ190億4,740万

8, 000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

府中町長 和多利義之

詳細についての説明は、引き続いて企画財政部長がさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○議長（中井元信君） 補足説明。

企画財政部長。

○企画財政部長（高石寛智君） 第38号議案、平成27年度府中町一般会計補正予算（第2号）について補足して説明いたします。

歳入歳出補正予算を歳入歳出補正予算事項別明細書により説明いたします。

7ページをごらんください。歳入です。

款 国庫支出金、項 国庫補助金、目 総務費国庫補助金、先導的官民連携支援事業補助金は、民間の資金や経営能力、技術的能力を活用した公共施設整備などの検討経費に対し補助されるもので、補助率10分の10、1,800万円の増額補正です。歳出に所要の事業費を補正計上しております。

続いて、個人番号カード交付事務費補助金は、個人番号カードの交付事務に対し必要な経費を補助されるもので、補助率10分の10、160万8,000円の増額補正です。歳出に所要の事業費を補正計上しております。

続いて、選挙人名簿関連システム整備費補助金は、選挙権年齢引き下げに伴うシステム改修に対し補助されるもので、補助率2分の1、203万6,000円の増額補正です。歳出に所要の事業費を補正計上しております。

次に、目 教育費国庫補助金、節 小学校費補助金、学校施設環境改善交付金は、府中中央小学校の施設耐震化事業における補助対象内容の精査により当初予算を超えて増額が見込まれることから、1,660万円を増額補正するものです。

次に、節 中学校費補助金、学校施設環境改善交付金は、府中中学校、府中緑ヶ丘中学校の施設耐震化事業において一部不採択、また設計内容等の精査により当初予算からの減額が見込まれることから、6,064万4,000円を減額補正するものです。

内訳は、府中町中学校分が285万1,000円、緑ヶ丘中学校分が5,779万3,000円です。

次に、款 県支出金、項 県補助金、目 商工費県補助金、地域電子マネー使用環境整備費補助金は、電子マネーに係る使用機器の整備負担に対し補助されるもので、補助率10分の10、18万円の増額補正です。歳出に所要の事業費を補正計上しております。

次に、款 繰越金、項 繰越金、目 繰越金、繰越金は、平成26年度の本会計の歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を控除した決算剰余金を繰り越すもので、2億3,404万7,000円の増額補正です。

8ページです。

款 諸収入、項 雑入、目 雑入、消防団員退職報償金は、消防団員に退職報償金を支給することに伴い、消防団員等公務災害補償等共済基金から同額が町へ支払われるもので、90万9,000円の増額補正です。歳出に所要の事業費を補正計上しております。

続いて、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金は、二酸化炭素削減対策に係る事業に対し、一般社団法人低炭素エネルギー技術事業組合から補助されるもので、補助率10分の10、108万円の増額補正です。歳出に所要の事業費を補正計上しております。

次に、款 町債、項 町債、目 農林業債、林業施設改良等事業債は、歳出農林業費に増額補正計上しております林業施設改良等事業の特定財源で、130万円の増額補正です。

次に、目 教育債、府中中央小学校施設耐震化事業債は、歳出教育費に補正計上しております小学校施設耐震化事業の増額補正及び事業内訳や国庫支出金の精査により4,520万円を増額補正するものです。

続いて、府中中学校施設耐震化事業債は、全体事業費に特段の増減はありませんが、事業内訳、また減額となった国庫支出金の精査により290万円を増額補正するもの

です。

続いて、府中緑ヶ丘中学校施設耐震化事業債は、全体事業費に特段の増減はありませんが、事業内訳、また減額となった国庫支出金の精査により6,250万円を増額補正するものです。

9ページからは歳出です。

款 総務費、項 総務管理費、目 財政管理費、財政調整積立基金積立金事業は、平成26年度の本会計の決算剰余金について、財政調整積立基金積立金として積み立てるもので、1億9,094万8,000円の増額補正です。

次に、目 企画費、企画調査事務事業は、防災拠点整備検討調査業務委託料1,800万円の増額補正です。これは今後策定予定の公共施設等総合管理計画の参考とするため、府中公民館や体育場など老朽化した防災拠点施設が集中する本町鶴江地区において、施設の有効利用、統廃合を含め、民間の資金とノウハウを活用したより効率的、一体的な整備手法について検討調査を行うものです。

次に、目 諸費、過誤納還付金事業は、町税に係る還付金の今後の見込み額が予算を超過することから、過誤納還付金として不足見込み額421万8,000円を増額補正するものです。

10ページです。

項 戸籍住民基本台帳費、目 戸籍住民基本台帳費、住民基本台帳等事務事業は、平成28年1月から開始予定の個人番号カードの交付事務に際し必要となる経費として臨時事務員賃金並びに消耗品費、合計121万8,000円を増額補正するものです。

なお、当初予算に計上しておりました臨時事務員賃金への財源振替も含んでおります。

次に、項 選挙費、目 選挙管理委員会費、選挙事務一般事業は、選挙人名簿調整システム等改修委託料407万2,000円の増額補正です。法令改正に伴い20歳以上であった選挙権年齢が18歳以上に引き下げられたため、必要なシステム改修を行うもので、来年度予定されている参議院議員選挙に間に合わせる必要があることから、改修期間等を考慮し、今回補正計上するものです。

11ページです。

款 民生費、項 社会福祉費、目 社会福祉総務費、国民健康保険特別会計繰出金

事務費等事業は、国民健康保険特別会計の補正に伴い、国民健康保険特別会計繰出金として必要な一般財源4,435万7,000円を増額補正するものです。

次に、目 老人福祉費、後期高齢者医療特別会計繰出金事務費事業は、後期高齢者医療特別会計の補正に伴い、後期高齢者医療特別会計繰出金として必要な一般財源31万7,000円を増額補正するものです。

続いて、介護従事者処遇改善臨時特例事業は、介護従事者処遇改善臨時特例事業補助金2,000万円の増額補正です。これは介護保険事業者に対する従事者不足解消のための独自の対策事業で、昨今深刻な問題となっている介護業界の人材不足について、府中町内の事業者に対する支援を目的としており、賃金や手当として加算支給していただくほか、事業者が介護従事者に対して行う研修や福利厚生に係る費用などを対象とする予定です。

なお、当事業は介護保険法の枠の外で取り組む府中町単独の事業となりますので、特別会計ではなく一般会計で計上しております。

12ページです。

款 衛生費、項 保健衛生費、目 環境総務費、環境基本計画推進事業は、二酸化炭素削減ポテンシャル診断委託料108万円の増額補正です。これは老朽化が著しい府中南公民館空調設備の更新計画の参考とするため、二酸化炭素の削減や節電などを視点に施設の現状を踏まえつつ環境に優しい設備の導入や運用方法について専門機関からの診断、提案を受けるものです。

次に、款 農林業費、項 林業費、目 林業振興費、林業施設改良等事業は、大谷橋改良工事143万5,000円の増額補正です。当該改良工事については、当初遠望目視による見積もりで設計し、工事発注しておりましたが、現場において足場を組み劣化状況を調査したところ、橋台等に想定以上のひび割れが発生していることが確認されたため、ひび割れ注入工等の施工数量を変更し、施工するものです。

13ページです。

款 商工費、項 商工費、目 商工業振興費、地域電子マネー使用環境整備事業は、県の電子マネー方式プレミアム付商品券H I R O C A及び各種クレジットカードの普及を目的とし、取扱事業者に対しカードを読み取る端末機器の整備費の助成を行うもので、地域電子マネー使用環境整備費補助金18万円の増額補正です。

助成内容としては、1件当たり補助率3分の2、上限額6万円を予定をしております。

す。

次に、款 消防費、項 消防費、目 非常備消防費、消防団活動事業は、消防団を退職される方に条例に基づき退職報償金を支給するもので、消防団員退職報償金1名分90万9,000円の増額補正です。

14ページです。

款 教育費、項 小学校費、目 学校管理費、小学校施設耐震化事業は、合計5,419万3,000円の増額補正です。このうち手数料は、今年度内に予定していた仮設校舎から新校舎への物品等の移転について、工期の関係から完了が翌年度へ先送りとなるため、本補正予算で債務負担行為を設定することから、当初予算額760万5,000円を減額補正するものです。

うち、府中中央小学校校舎改築工事管理委託料、府中中央小学校校舎改築工事は、契約約款に規定する賃金、物価の変動に基づく請負代金額の増額変更、また汚染土壌等の撤去や処分により工期が遅延し、前年度施工できなかった箇所についての補充施工について、59万9,000円、6,119万9,000円をそれぞれ増額補正するものです。

なお、当事業の補正は、財源振替を含んでおります。

次に、項 中学校費、目 学校管理費、中学校施設耐震化事業は、今年度内に予定していた現校舎から仮設校舎への物品等の移転について、予定工期の関係から完了が翌年度へ先送りとなるため、本補正予算で債務負担行為を設定することから、手数料当初予算額1,521万1,000円を減額補正するものです。

なお、当事業の補正は、財源振替を含んでおります。

それでは、3ページにお戻りください。債務負担行為補正です。

追加です。府中中央小学校物品等移転手数料は、期間平成27年度から平成28年度まで、限度額760万5,000円です。

先ほど歳出予算補正で説明させていただきましたが、府中中央小学校では耐震化工事にかかり今年度内に予定していた仮設校舎から新校舎への物品等の移転について、工期の関係から完了が翌年度へ先送りとなるため、複数年度にわたる契約が必要なことから、債務負担行為を設定するものです。

次に、府中中学校デリバリー型給食調理業務委託料は、期間平成27年度から平成29年度まで、限度額5,352万8,000円です。

府中中学校では、耐震化工事に伴い給食棟が使用できなくなることから、工事完了までデリバリー型による給食を提供いたします。実施期間は平成２８年４月から平成２９年１２月までを予定しておりますが、今年度から業者選定等の諸準備が必要なため、債務負担行為を設定するものです。

次に、府中中学校物品等移転手数料は、期間平成２７年度から平成２８年度まで、限度額２，５９４万５，０００円です。

先ほど歳出予算補正で説明させていただきましたが、府中中学校では耐震化工事にかかり今年度内に予定していた現校舎から仮設校舎への物品等の移転について、予定工期の関係から完了が翌年度へ先送りとなるため、複数年度にわたる契約が必要なことから、債務負担行為を設定するものです。歳出予算の減額補正額より増加しておりますが、移転内容の精査、また移転時期が引っ越し業者の繁忙期と重なることから再見積もりを行ったところ、増額となったものです。

次の４ページは地方債補正です。

変更です。林業施設改良等事業の限度額は、補正前が１，４８０万円、補正後が１，６１０万円です。

次の府中中央小学校施設耐震化事業の限度額は、補正前が１３億８，４６０万円、補正後が１４億２，９８０万円です。

次の府中中学校施設耐震化事業の限度額は、補正前が３億８，０３０万円、補正後が３億８，３２０万円です。

次の府中緑ヶ丘中学校施設耐震化事業の限度額は、補正前が１億３，９３０万円、補正後が２億１８０万円です。

起債の方法、利率、償還の方法については、４事業ともに補正前と変更はありません。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（中井元信君） ただいまの説明に対し質疑を行います。質疑は９ページから１４ページまでの歳出からページごとに行います。９ページから１４ページまでの歳出から行います。

まず、９ページについて質疑ございますか。

１７番梶川議員。

○１７番（梶川三樹夫君） 企画費のところで防災拠点整備検討調査業務委託料という

のを説明されましたけども、もう少し詳しく説明していただけますか。鶴江本町地区ということが出ましたので、わかる範囲でお願いします。

○議長（中井元信君） 企画課長。

○企画課長（井上貴文君） ただいま御質問がありました防災拠点整備検討調査業務委託料の内容についてですけど、業務内容については老朽化した公共施設のうち、本町鶴江地区の浸水想定区域内に立地しております公共施設、いわゆる避難場所に指定されております公的な不動産の有効活用を念頭に民間資金とノウハウを活用していきたいと、そのための調査を行うものでございます。

以上でございます。

○議長（中井元信君） 17番梶川議員。

○17番（梶川三樹夫君） それ、もうちょっと詳しくわかりやすくお願いいたします。

○議長（中井元信君） 企画課長。

○企画課長（井上貴文君） 現在、検討を予定しております箇所についてですけども、榎川河川沿いにごございます消防団の第2分団の詰所、それから歴史民俗資料館、府中公民館、町立体育場、さらに府中ポンプ場。これらの老朽化した公共施設について、いわゆる土地のポテンシャル、さらには民間資金のノウハウを活用していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中井元信君） 4番益田議員。

○4番（益田芳子君） 先ほどの関連なんですけども、ということは、ここ移転をするということでしょうか。

○議長（中井元信君） 企画課長。

○企画課長（井上貴文君） 移転というよりも、現在の場所に建てかえを検討する場合、どうしても有効な面積が必要になってまいります。特に、現位置建てかえになりますと保有土地の面積、残地のところに新たな施設を建てて現施設を解体していくということになるかと思いますが、現在検討の一つとして考えておりますのは、それらの公共施設の複合化を含めた民間活力を考えたいと。

この民間活力というのは、例えば公共施設の中に民間の施設が入ることによって建設費が削減されたり、利用者の方の利便性とか効率性が向上するような施設になるかどうかのポテンシャルを調査してまいりたいと考えております。

○議長（中井元信君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） ほかになければ、次に１０ページについてございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） なければ、次に１１ページについてございますか。

９番中村勤議員。

○９番（中村 勤君） 私、一般質問をしていますのでそのときに詳しく聞けばよろしいんですが、こういうことになったということに関しての感じてるお考え、これだけを聞きたいと思います。

民生費の１１ページですね。民生費の社会福祉費、その目 社会福祉総務費、国民健康保険特別会計繰出金というところで２億５，１９５万６，０００円から、これが今までの数字ですね。それで、４，４３５万７，０００円今回補正するということですね。トータルで２億９，６３１万３，０００円が今期の国民健康保険税ということになると思うんですが、今まで２億円だ、２億円だというふうに我々感じを持ってたわけですね。それが２億円じゃない、もう３億円の繰出金になってるということで、去年たしか２億円だったと思うんです。１年で１億円もふえてる。これ、どういうふうになっていくのか。３億円が４億円の来年なるのか、再来年になったら５億円になるのか私心配なんですけど、その辺のお考えだけで結構ですから、町長、お考えを申し述べていただきたい。よろしくお願いします。

○議長（中井元信君） 町長。

○町長（和多利義之君） この金額全体は町の単独の制度分で、それを毎年やっとなんですが、赤字の件が多いときには近年１億円までは補填をすると、こういうて言うてきとるんですね。ことしは少なかった。４，０００万円ぐらいで済んだ、実際ね。それは流行性感冒とかちょっと風邪なんかがはやらんかった。安くついたと。例年こうなりゃいいがなと思うとるんですが、その赤字補填も今回あるんですね。４，０００万円余りあるんです。１億円前後あったのがことしは４，０００万円で済んだと、こういうことなんです。

それで、あとは総体は今まで繰り出しとるのは制度分で繰り出しとるんだというふうに御理解をいただいたらいいのかなと、このように思います。

以上でございます。

○議長（中井元信君） 9 番中村勤議員。

○9 番（中村 勤君） 私は誤解してるんかもわかりませんからその点は教えていただきたいんですが、補正前の額っていうのは2億5, 195万6, 000円あるわけですね。そういう数字が載ってるわけですね。それと、補正が4, 435万7, 000円、今回の補正がですね。そうすると、その合計トータル2億9, 631万3, 000円っていうのは、どういう数字なんでしょうか。

○議長（中井元信君） 企画財政部長。

○企画財政部長（高石寛智君） 議員御質問の補正前の額2億5, 100万円というのは、これ全てが一般会計からの赤字補填額ではありません。一般会計からの赤字補填額は、この2億5, 100万円のうち7, 900万円余り当初予算に計上しております。

今回の追加の補正をしておるこの4, 400万円余りというのは、前年度の療養給付費の負担金とか交付金の精算に伴い、もらい過ぎとったということで今年度に返還を行うものということです。これが、この4, 400万円が赤字補填の確定額ということではありませんので、予算上一般会計から補填しているというだけで、決算段階では平成26年度と同様に1億円以内におさまってくるのではないかというふうには見込んでおります。よろしくお願いします。

○議長（中井元信君） ほかにございますか。

9 番中村勤議員。

○9 番（中村 勤君） 後で聞きに行きますわ。詳しく教えてください。

○議長（中井元信君） 6 番上原議員。

○6 番（上原 貢君） 11ページの介護従事者処遇改善の特例事業で2, 000万円ほど計上されて実施されるんでしょうけど、これ実際の介護に従事されてる方に聞いてみたことがあるんですよ。いろいろ国も県もやっているらしいんですけど、実際もらってるほうは、何か少々もらっても税金がふえて手取りがあんまりないらしいんですよ、これ。これをこんだけ2, 000万円使っても、効果があんまりないんじゃないかと思うんです。実際に最近は累進課税ですから、所得が上がれば、いわゆる所得税やら厚生年金やら健康保険やらみんな一緒に上がってきますよね。だから、実際手取りが余り変わらないとかね、減る人もおるとか、そんな話を聞いたことがあるんですよ。

ということで、この2,000万円がどういう効果を狙ってるんかということを知りたいのと、それからやっぱりやった後のこっだけ使うんですから、検証が要るだろうと思うんですよね。こっだけ使ってどんだけの効果があったかという検証をやる予定があるのか、それについてお答え願います。

○議長（中井元信君） 高齢介護課長。

○高齢介護課長（森 太君） ただいまの御質問ですけれども、この事業に関しまして処遇改善なんですけれども、直接的には従業員の方の賃金に加算するということも国の制度同様可能とは考えておりますけれども、それ以外にも、例えば従業員の研修、福利厚生ですとか職員を募集するための費用ですとか、広く介護職員の確保、事業者に対する確保を目的としたものに広げまして処遇改善につながるように使えるように考えております。

あと、効果に関しましてですけれども、すみません、今後の検討課題にさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（中井元信君） 3番繁政議員。

○3番（繁政秀子君） ちょっとだけ聞かせてもらおう。説明というかね。すみません、今のところで町に対象となる施設が幾らあるのか、従業員が何人おって、大体この従業員に対してどのぐらい報酬が上がると見込んどるのか、その3点お願いします。

○議長（中井元信君） 高齢介護課長。

○高齢介護課長（森 太君） ただいまの御質問でございます。

府中町には43事業所ございまして、対象の人数なんですけれども、これにつきましては国の加算をもらっておられる事業者の数字から逆算をしますと、約404名というふうになります。ただ、この従業者の数につきましては、新規採用者や退職者、非常勤職員の方などいろんな方がいらっしゃいますので、これでは404というのは実数ではなくて、常勤換算ということでお考えください。したがって、実数としましてはこれよりかなり多くなるかと思っております。

以上です。

○議長（中井元信君） ほかに。

6番上原議員。

○6番（上原 貢君） 先ほどの続きですが、いわゆる事業者を支援する制度なんです

けど、事業者は意外と黒字なんですよ。この介護事業者というのは、意外といい決算されたりしてるんですよ。ですから、問題は従業者ですね。従事される方の処遇を改善していかないと当然人は集まらないし、現場では立ち行かないと思うんですよ。ですから、事業者を支援するよりは、支援も大事ですけどね、やっぱり実際に働く人に対して有効な支援をしていかないと、実際回らないと思うんですよ。

ですから、事業というよりは、例えばこういうふうに使ってほしいとかいうモデルを示して、事業者が太るだけじゃなしに、実際に従事してる方にどのような利益やメリットが生かされてくるのかというふうなことを示して支給すべきだと思うんですが、いかがですか。

○議長（中井元信君） 高齢介護課長。

○高齢介護課長（森 太君） ただいまの質問でございます。

国の介護職員に対する処遇改善制度なんですけれども、これを申請いたしますと介護報酬に加算する介護職員処遇改善加算というのがつくわけなんですけれども、これにつきまして加算を取得しました事業者は、職員の研修機会確保ですとか、雇用管理改善の義務が発生してきます。ですから、こういったことに事業者が使う場合には使っていただけたら、それが直接職員の雇用の管理の改善などにも使うことになるかと思っています。

具体的なモデルなんですけれども、先ほどお話ししましたのとはちょっと違うんですけれども、例えば来年度、平成28年度なんですけれども、介護福祉士の国家試験から受験資格として実務3年に加えまして、実務者研修の終了というものが義務づけられております。これに関しましても費用がかかりますし、ちょっとまだ数字というのは具体的ではないんですけど、約10万円とか20万円とかいう数字がかかるんじゃないかと言われております。これは介護福祉士でしたら施設には必ず必要ですから、確保が必要ということでこういったお金にも使えるのではないかと。

あと、こういった実務研修に行っとる間の人員の確保。ですから、研修ですからそこにいらっしゃいませるので、どこかへ行って研修を受けるわけですけども、そのときの人員の確保、例えば先ほど言いました介護福祉士の資格ですが、今何も資格を持ってない方でしたら450時間研修が要ということで、その間はどなたかを短期でも確保しなければならないと、そういったことに使っていただければと考えております。

以上です。

○議長（中井元信君） ほかにないようでございますので、ほかになければ12ページについてございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） なければ、次に13ページについてございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） なければ、次に14ページについてございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） なければ、次に歳入についての質疑を行います。7ページと8ページの歳入について、一括で質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） なければ、次に3ページの第2表、債務負担行為補正について質疑ございますか。

10番慶徳議員。

○10番（慶徳宏昭君） 債務負担行為の中段でございます。府中中学校のデリバリー型給食調理業務委託料。今の給食が来年4月から平成29年の12月までストップになると。校舎の建てかえがありますし、その給食棟は校舎にくっついた給食棟でありますので理解をするんですが、その間はデリバリーという形になるんですね。デリバリーというのは、家から弁当持ってきてもいいよ、弁当とってもいいよということだろうと私は解釈するんですけど、これはどういう形で、中は調理業務の委託ということになってますんで、どこかの弁当屋さんに調理をお願いされるんですかね。自宅からの弁当持参はアウトなんですかね。そこらをちょっと教えてください。

○議長（中井元信君） 教育委員会総務課長。

○総務課長（教委）（胡子幸穂君） デリバリー型給食について自宅からの弁当持参を認める形であるかという御質問だったんですけども、今の給食のかわりにデリバリー型の給食を提供するということで、デリバリーが終了したらまた自校方式の給食に戻ることになりますので、現段階では選択制ということではなく、全員デリバリーという型で考えております。

以上です。

○議長（中井元信君） 10番慶徳議員。

○10番（慶徳宏昭君）　すみません。しつこいけど悪いんですが、だから弁当をどっかからとるということですね、全員のを。そういうことですね。その調理代を、調理業務となっておりますので、人件費とか光熱水費とかいうものをどここの業者さんに委託をするんだよと。だから、給食費は毎月幾らか徴収されていますが、それは従来どおり取って、調理業務だけをもう学校ではできんからどここの業者さんやってくださいということですよ。

それと、弁当は持ち込みはだめなんですね。とるばかりですね、ということですね。確認です。

○議長（中井元信君）　教育委員会総務課長。

○総務課長（教委）（胡子幸穂君）　デリバリー型給食ということで、給食費は従来のまま食材については給食費1人当たり280円から牛乳代を除いたものを食材費として、食材費は給食費として徴収しまして、調理、それから配送、回収等の業務代について、こちらの委託料として計上しているというものです。

もう一度申し上げますが、選択制ではなくて原則全員デリバリー型の給食を食べていただくということで現在考えております。

以上です。

○議長（中井元信君）　ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君）　なければ、次に4ページの第3表、地方債補正について質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君）　なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君）　なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君）　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（中井元信君） 日程第6、第39号議案、平成27年度府中町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題に供します。

本案について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（和多利義之君） 第39号議案 平成27年9月11日提出。

平成27年度府中町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

平成27年度府中町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,467万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億4,842万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

府中町長 和多利義之

続いて、詳細については企画財政部長が説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（中井元信君） 補足説明。

企画財政部長。

○企画財政部長（高石寛智君） 第39号議案、平成27年度府中町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について補足して説明いたします。

歳入歳出補正予算を歳入歳出補正予算事項別明細書により説明いたします。

5ページをごらんください。歳入です。

款 繰入金、項 一般会計繰入金、目 一般会計繰入金、その他一般会計繰入金は、本補正予算で必要となる一般財源を措置するもので、4,435万7,000円の増額補正です。

次に、款 繰越金、項 繰越金、目 繰越金、繰越金は、平成26年度の本会計の決算剰余金を繰り越すもので、31万7,000円の増額補正です。

6ページからが歳出です。

款 後期高齢者支援金等、項 後期高齢者支援金等、目 後期高齢者支援金、後期高齢者支援金事業は、今年度の社会保険診療報酬支払基金からの通知額が当初予算額を上回ったので、後期高齢者支援金として不足額 101 万 7,000 円を増額補正するものです。

次に、款 前期高齢者納付金等、項 前期高齢者納付金等、目 前期高齢者納付金、前期高齢者納付金事業は、今年度の社会保険診療報酬支払基金からの通知額が当初予算額を上回ったので、前期高齢者納付金として不足額 9 万 5,000 円を増額補正するものです。

7 ページです。

款 基金積立金、項 基金積立金、目 国民健康保険基金積立金、国民健康保険基金積立金事業は、平成 26 年度の本会計の決算剰余金について、法令に基づきその 2 分の 1 相当額を国民健康保険基金積立金として積み立てるもので、15 万 9,000 円の増額補正です。

次に、款 諸支出金、項 償還金及び還付加算金、目 償還金、療養給付費等負担金返還事業は、平成 26 年度に交付を受けた療養給付費等負担金の精算に伴い、療養給付費等負担金返還金として国に返還するもので、2,775 万円の増額補正です。

続いて、療養給付費等交付金返還事業は、平成 26 年度に交付を受けた療養給付費等交付金の精算に伴い、療養給付費等交付金返還金として社会保険診療報酬支払基金に返還するもので、1,565 万 3,000 円の増額補正です。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（中井元信君） ただいまの説明に対し質疑を行います。質疑は 5 ページから 7 ページまでの歳入歳出を一括で行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中井元信君） 日程第7、第40号議案 平成27年度府中町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題に供します。

本案について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（和多利義之君） 第40号議案 平成27年9月11日提出。

平成27年度府中町介護保険特別会計補正予算（第1号）

平成27年度府中町の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,668万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億8,598万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

府中町長 和多利義之

詳細についての説明は、企画財政部長がさせていただきます。よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○議長（中井元信君） 補足説明。

企画財政部長。

○企画財政部長（高石寛智君） 第40号議案、平成27年度府中町介護保険特別会計補正予算（第1号）について補足して説明いたします。

歳入歳出補正予算を歳入歳出補正予算事項別明細書により説明いたします。

5ページをごらんください。歳入です。

款 繰入金、項 基金繰入金、目 介護給付費準備基金繰入金、介護給付費準備基金繰入金は、本補正予算で必要となる財源を措置するもので、49万7,000円の

増額補正です。

次に、款 繰越金、項 繰越金、目 繰越金、繰越金は、平成26年度の本会計の決算剰余金を繰り越すもので、5,618万4,000円の増額補正です。

6ページは歳出です。

款 基金積立金、項 基金積立金、目 介護給付費準備基金積立金、介護給付費準備基金積立金事業は、平成26年度の本会計の決算剰余金について、法令に基づき、その2分の1相当額を介護給付費準備基金積立金として積み立てるもので、2,809万3,000円の増額補正です。

次に、款 諸支出金、項 償還金及び還付加算金、目 償還金、国庫支出金等過年度分返還事業は、平成26年度に交付を受けた介護給付費負担金や介護給付費交付金などの精算に伴い、過年度分償還金として国や県などに返還するもので、2,858万8,000円の増額補正です。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（中井元信君） ただいまの説明に対し質疑を行います。質疑は5ページと6ページの歳入歳出を一括で行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中井元信君） 日程第8、第41号議案、平成27年度府中町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題に供します。

本案について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（和多利義之君） 第41号議案 平成27年9月11日提出。

平成27年度府中町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

平成27年度府中町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ31万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億2,352万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

府中町長 和多利義之

続いて、企画財政部長が詳細の説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（中井元信君） 補足説明。

企画財政部長。

○企画財政部長（高石寛智君） 第41号議案、平成27年度府中町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について補足して説明いたします。

歳入歳出補正予算を歳入歳出補正予算事項別明細書により説明いたします。

5ページをごらんください。歳入です。

款 繰入金、項 一般会計繰入金、目 事務費繰入金、事務費繰入金は、本補正予算で必要となる一般財源を措置するもので、31万7,000円の増額補正です。

6ページは歳出です。

款 諸支出金、項 償還金及び還付加算金、目 償還金、国庫支出金等過年度分返還事業は、平成26年度健康診査事業等の精算に伴い、過年度分償還金として後期高齢者医療広域連合に返還するもので、31万7,000円の増額補正です。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（中井元信君） ただいまの説明に対し質疑を行います。質疑は5ページと6ページの歳入歳出を一括で行います。

質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井元信君) なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井元信君) なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井元信君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定をいたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長(中井元信君) 日程第9、第42号議案、府中町個人情報保護条例の一部改正についてを議題に供します。

本案について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長(和多利義之君) 第42号議案 平成27年9月11日提出。

府中町個人情報保護条例の一部改正について。

府中町個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 和多利義之

提案理由でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、府中町個人情報保護条例の一部を改正するものでございます。

詳細についての説明は、総務部長がさせていただきます。よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○議長(中井元信君) 補足説明。

総務部長。

○総務部長(寺尾光司君) 第42号議案、府中町個人情報保護条例の一部改正についてを補足して御説明をいたします。

議案の最後の参考資料をごらんください。

1、改正の趣旨でございます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、以下の説明では番号利用法という略称で呼ばさせていただきます。この法律が平成25年5月に交付されまして、そして本年10月から全ての国民に個人番号、12桁の数字、マイナンバーが通知され、来年、平成28年1月から利用開始されることとなりました。マイナンバーの利用開始に当たり、つまり番号利用法の施行に伴い、個人情報の取り扱いに関する基本的事項を定めております府中町個人情報保護条例の一部を改正させていただくというものでございます。

2、改正事項の概要でございます。

番号利用法におきましては、個人番号をその内容に含む特定個人情報について、従来よりもさらに厳格な保護措置を講ずることとされており、同法第31条におきまして地方公共団体においても、保有する特定個人情報の適正な取り扱いを確保するために必要な措置を講ずるよう規定をされております。

このたび、町が保有することとなる特定個人情報について、番号利用法の趣旨を踏まえ、その厳正な管理と適切な運用を行っていくため、条例の一部を改正するというものでございます。

なお、改正条例につきましては、2条建ての改正としておりますが、これは施行期日の違いによるものでございます。

それでは、改正内容のうち主なものについて説明をさせていただきます。

(1) 改正条例第1条による改正でございます。特定個人情報に必要な措置に係る改正でございます。

まず、ア、定義でございます。

条例第2条に新たに特定個人情報と保有特定個人情報の定義を追加するというものでございます。特定個人情報とは、個人番号、マイナンバーを内容に含む個人情報をいいます。保有特定個人情報とは、実施機関、実施機関とは町長部局、議会、教育委員会などの執行機関をいいますが、この実施機関が保有している個人情報のうち、特定個人情報に該当するものをいうという定義を新たに加えるというものでございます。

次に、イでございます。

条例第8条の2といたしまして、新たに保有特定個人情報の利用の制限を規定いたします。番号利用法第29条におきまして、特定個人情報の目的外利用ができる場

合を通常の個人情報よりも厳格に規定をしております。条例においても同様な規定を設けるというものでございます。

原則、実施機関は保有特定個人情報について、当該保有特定個人情報を収集したときの目的の範囲を超えて利用してはいけませんが、例外として人の生命、身体または財産の安全を守るために緊急かつやむを得ないと認められる場合であって、本人の同意があり、または本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を利用することができるということを規定するというものでございます。

続きまして、ウの項目です。

条例第8条の3といたしまして、保有特定個人情報の提供の制限を新たに規定するというものでございます。番号利用法におきまして、特定個人情報を提供することができる場合は、番号利用法第19条各号に掲げた場合に限定をされております。条例に規定がなくても番号利用法第19条が当然に直接法適用されるということですが、確認的規定といたしまして、条例においても明記するというところでございます。

具体的には、実施機関は番号利用法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、保有特定個人情報を提供してはならないという規定を条例に加えるというものでございます。

続きまして、エ、第10条第2項、特定個人情報の開示等の請求者の改正でございます。

現行の条例では、個人情報の開示等請求者は本人または法定代理人に限っておりますが、番号利用法第29条では、自己に関する保有特定個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求につきましては、本人、法定代理人に加えまして任意の代理人による開示請求も認めておりまして、条例においても同様に認めるというものでございます。保有特定個人情報につきましては、本人の委任による代理人も請求することができるという取り扱いにするという内容でございます。

続きまして、オ、条例第18条の2といたしまして、新たに利用停止の請求を規定するというものでございます。

現行の条例におきましては、個人情報の利用停止の請求の措置については定められておりませんが、番号利用法におきましては、特定個人情報について番号利用法に違反する行為が行われた場合に利用停止の請求を認めているため、条例においても同様

な規定を加えるというものでございます。利用停止請求をすることができるのは、目的外利用の制限の規定に違反した場合、収集及び保管の制限の規定に違反したとき、特定個人情報ファイル作成の制限の規定に違反したとき、提供の制限の規定に違反したときが利用停止請求をできる場合と規定しております。

続きまして、２ページ、裏面でございます。

（２）情報提供等記録に係る改正で、第２条による改正でございます。

アは、情報提供等記録の定義を条例第２条に新たに規定するというものでございます。情報提供等記録とは、情報提供ネットワークシステムにおいてやりとりされる特定個人情報に係る記録をいうという定義でございます。どのような特定個人情報がどの機関との間でやりとりされたかに係る記録をいうというものでございます。

続きまして、イでございます。

条例第１８条の訂正請求に対する決定等の規定に、第５項といたしまして情報提供等記録の訂正の通知を新たに規定するというものでございます。番号利用法第３０条において、情報提供等記録を訂正した場合は情報提供ネットワークを管理する総務大臣及び情報提供者または情報照会者に通知することとしておりまして、条例においても同様に訂正があった場合通知するよう規定をするというものでございます。

３、施行期日でございます。

第１条による改正、特定個人情報の定義に係る規定の改正等の施行期日は個人番号の通知が始まる平成２７年１０月５日からとし、第２条による改正、情報提供等記録に係る部分の施行期日は政令で定める日としております。この政令で定める日とは、番号利用法の公布の日から起算して４年を超えない範囲内において政令で定める日とされておりまして、具体的には情報提供ネットワークシステムを通じた関係機関による情報連携が開始をされる日、予定では平成２９年１月ですが、その日を政令が定められる日と予定をされております。

補足説明は以上でございます。よろしく願いをいたします。

○議長（中井元信君） ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井元信君) なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思います、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井元信君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定をいたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長(中井元信君) 日程第10、第43号議案、府中町職員定数条例の一部改正についてを議題に供します。

本案について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長(和多利義之君) 第43号議案 平成27年9月11日提出。

府中町職員定数条例の一部改正について。

府中町職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 和多利義之

提案理由でございますけれども、業務の民間委託の推進、救急体制の充実等による職員定数の見直しに伴い、府中町職員定数条例の一部を改正させていただくものでございます。

引き続きまして、詳細の説明は総務部長がさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長(中井元信君) 補足説明。

総務部長。

○総務部長(寺尾光司君) 第43号議案、府中町職員定数条例の一部改正についてを補足して説明をいたします。

提案の理由ですが、抜本行財政改革に取り組み業務の民間委託等を推進したことや、少子高齢化対応や権限移譲に伴い体制を整備してきたこと、また今後消防力の整備指針の改正による救急体制の充実に伴う体制強化等を行うため、職員定数の見直しを行うというものでございます。

議案の最後の定数条例の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

左側が現行で右側が改正後ということでございます。

改正事項の概要ですが、介護保険や後期高齢者医療などの高齢者福祉の充実、子育て支援事業や福祉事務所の設置など体制強化を図る一方で、これまでの行政改革による事務処理方法等の改善やごみ収集事業、学校給食等の民間委託による合理化を行ってまいりました。これらを受けまして、職員定数といたしまして、町長部局におきましては現行の２６８名から改正後の２５８名へと１０人の減を行います。また、教育委員会部局におきましては７２名から３８名へと３４人の減とし、計４４人の定数削減を行います。

一方、消防本部におきましては、高齢者の増加、救急出動の増加状況を踏まえまして、救急３台体制や救急救命士有資格者の増員養成を行い、もって消防救急体制の充実、強化を図るため、５３名から５７名へ４人の定数増を行うというものでございます。

現行の職員定数の総数は、今回変更を行わない議会事務局４、選挙管理委員会事務局１、監査委員事務局２の計７を合わせて合計現行は４００人となっておりますが、今回の改正により４００人から４０人削減し、３６０人とする内容となっております。

なお、平成２７年４月１日現在の職員数は、派遣職員等も含めまして３２７という体制となっております。

施行期日は平成２８年４月１日からの施行でございます。

補足説明は以上でございます。審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（中井元信君） ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

１０番慶徳議員。

○１０番（慶徳宏昭君） 町長部局、教育委員会、それから消防と、それぞれ理由が述べられました。教育委員会や消防署は私、十分理解できるんですよ。ただ、町長部局、２６８を２５８にするという改正なんですけど、私は町長部局はもっともっと職員が必要になってくるんじゃないかなと思うんですよ。一般質問にも皆さん出されておりますし、これからの行政運営の中でどうしても町長部局の職員はふやすべきだろうと思いますんで、あえて減員をする必要はない。２６８なら２６８でよろしいじゃないですか。ここまで雇用できるわけですから、あえて何で減らさないいけないのか。最後

の説明の中で、現員数は３２７名とおっしゃった。これに達してないから十分落とせるよという考え方がおありかもわかりませんが、私はあえてここの分は落とす必要はないと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中井元信君） 総務部長。

○総務部長（寺尾光司君） 先ほど説明いたしましたように、新しい定数が３６０人になると。それで、この４月１日現在で３２７ということで、全体で言えば３３の枠があると。そして、町長部局で言いますと改正後は２５８ですから、この４月１日現在で言うと２４３ですから１５の枠があるということで、この中で対応ができるんじゃないかなというふうに思っております。

また今後、新たな行政事務がふえてどうしてもこの枠では対応が難しいということになれば、改めてまた議会のほうへ御相談し、定数枠を改正していただきたいというふうに思っておりますので、現行ではやはり環境センターとか保育所の廃止したものについて、ある程度このぐらい落ちてるというところを数字をあらわしたいなということで担当としては減員をしたということでございます。御理解をいただきたいと思います。

○議長（中井元信君） ほかにございませんか。

１４番岩竹議員。

○１４番（岩竹博明君） 職員数はわかりました。嘱託職員の数ですね。これの何名から何名になってるのかお教えいただけたら。

○議長（中井元信君） 職員課長。

○職員課長（神永和明君） 平成２７年、現在数ですが、嘱託職員１０３名です。一番多い時期１４９名というときがあったんですが、これが平成２３年です。それからだんだん減ってはきておりますが、１４９名。これは緊急雇用の関係でちょっと膨らんでるということで多くなっております。現在は１０３名です。

○議長（中井元信君） ほかにありますか。

１８番林議員。

○１８番（林 淳君） 地方自治法のこの資料の中の３というところで、第１項の職員の定数は条例でこれを定める。ただし、臨時または非常勤の職員についてはこの限りではないということで、現在３２７名という答弁がございましたけども、これは上限をいうのであって下限をいうのではないのか、示すものではないのかということ。

だから、またもう一つ今読み上げたものより数行下にこういうのがあるんです。ただし、地方公務員の公共団体の条例で職員の定数を決めるという後のただし書きで、臨時または非常勤の職員についてはこの限りではないということになってるということになると、言ってみれば正規の職員はどんどん減らせるし、逆に嘱託とか臨時の方はどんどんふやせるということで、どこでいわばきちんと制限ができるのかというのが全くないんですね、これで見ると。

僕は、こういう何ていうのかな、いいかげんなことはしてはならないと思うんですね。例えば、上限を決めるんじゃないくて下限を決めるとか、正規職員の。あるいは、嘱託、臨時の人たちは何割とかいうふうにやっぱり制限をするということを検討してもらいたいと思います。僕は、やはり全体的に見ると民営化ということですね、随分府中町もある意味では努力をされた、ある意味では効率的に職員を配置してるとかいうことはあるけども、こういうふうに職員の数をどんどん減らせるし、かわりに嘱託、臨時職員がどんどんふやせるようなというような制度っていうのは、もう少し検討を要するんじゃないかというふうに思います。これは意見なんですけどね。そうでないと歯どめがないということなんですね。

以上、意見として申し上げておきます。

○議長（中井元信君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定をいたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中井元信君） 日程第11、第44号議案、府中町職員の退職手当に関する条例及び府中町職員の再任用に関する条例の一部改正についてを議題に供します。

本案について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（和多利義之君） 第44号議案 平成27年9月11日提出。

府中町職員の退職手当に関する条例及び府中町職員の再任用に関する条例の一部改正について。

府中町職員の退職手当に関する条例及び府中町職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 和多利義之

提案理由といたしましては、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、府中町職員の退職手当に関する条例及び府中町職員の再任用に関する条例の一部を改正をさせていただくものでございます。

詳細についての説明は、続いて総務部長がさせていただきます。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（中井元信君） 補足説明。

総務部長。

○総務部長（寺尾光司君） 第44号議案、府中町職員の退職手当に関する条例及び府中町職員の再任用に関する条例の一部改正についてを補足して説明をいたします。

提案の理由ですが、町長も読み上げましたが、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、府中町職員の退職手当に関する条例及び再任用に関する条例の一部を改正するというものです。

本年10月から被用者年金制度の一元化が実施され、共済年金は厚生年金に加入する形で厚生年金に統一をされます。それに伴いまして、現行の地方公務員等共済組合法の中の年金関係の規定が廃止されることとなりました。これに伴いまして、町の条例において引用しております法律の名称の変更、整理を行うというのがこの改正条例の趣旨でございます。取り扱い内容について変更するという内容ではございません。

改正事項の概要ですが、条例の新旧対照表をごらんください。

改正条例第1条による改正は、府中町職員の退職手当に関する条例の一部改正でございます。同条例の第3条第2項を改正するという内容でございます。

第3条第2項は、勤続19年以下の者で傷病または死亡によらず退職する場合にお

ける退職手当の減額を定めております条文でございます。傷病による退職の場合は減額しないとしておりますが、その傷病の程度につきましては、現行条例は地方公務員等共済組合法に規定する障害等級に該当する程度のものでしておりますが、年金制度の一元化によりまして、地方公務員等共済組合法の当該条項が削除されるため、引用する障害等級を厚生年金保険法に規定する障害等級に該当する程度のものに改めるという内容でございます。引用する法律の名称は変わりますが、障害等級等の内容については同一でございます。

続きまして、第2条による改正でございます。これは府中町職員の再任用に関する条例の一部改正で、附則第2条の改正になります。

これは特定警察職員等、具体的には消防吏員、警察官、皇居護衛官などが当たりますが、この特定警察職員等は退職共済年金の支給について特例措置があります。特定警察職員等は、年金の支給開始年齢の65歳への引き上げが一般職員に比べまして6年おくれる形で行われることとなっております、これに伴い再任用につきましても、再任用期間の65歳への引き上げについても、一般職員に比べて6年おくれとしているところでございます。この附則第2条は、特定警察職員等への再任用条例の適用期日を定めた条文でございますが、この条文におきまして特定警察職員等の定義として、現行では地方公務員等共済組合法の規定を引用しておりますが、このたびの年金一元化によりまして同法律の部分が削除されるということになりまして、新たに厚生年金保険法に同様の規定が新設されましたので、引用法律名を改正するという内容でございます。特に内容を変更するというものではございません。当町の場合、ちなみに該当する職員とすれば消防吏員が対象になるということでございます。

施行期日は、年金一元化法の施行期日にあわせまして平成27年10月1日からの施行としております。

補足説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（中井元信君） ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

18番林議員。

○18番（林 淳君） ただいまの提案をつぶさに見てみますと、根拠法令というのがあって、これに基づいて一部改正が行われるということなんだけど、その中の文言の中で根拠法令地方自治法、給料、旅費及び諸手当という中の5行目あたりを見ます

とね、常勤の職員並びに短時間勤務職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならないとあります。

また、2としてですね、一番最後にずっと読んでみますと、まず最初の1行目には前項の職員に対しということですから、常勤の職員並びに短時間勤務職員に対しというのを受けてる言葉ですね。その前項の職員に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤、単身赴任、特殊、いろいろ手当がずらっと並んでおりますが、これらの職員に対して退職手当を、またはそれらの項目の最後が、または退職手当を支給することができるという条文を例えば援用すれば、今の短時間勤務とここでは表現されている職員、すなわち嘱託とか臨時職員に対してもこれらが適用する可能性はあるわけね。

今回の提案にはそこは含んでおらないようだけれども、これはこの条文を根拠法令と言われてますね。地方自治法を援用すれば、その辺の検討も今後やろうっていうことになればやれるわけですね。もう職員と、正規の職員と同じような手当類ですとか退職手当とかいうのも援用できる法律ですね、この根拠法が、今回は援用してませんけど、というふうに理解していいかどうかという質問です。

○議長（中井元信君） ただいまの質問は若干議案とは離れるような気もするんですが、答えられますか。

総務部長。

○総務部長（寺尾光司君） ちょっと正確じゃないかもしれないんですけど、ここで言う短時間勤務職員というのは、先ほど言われました臨時職員とか嘱託職員は含まないということになってるというふうに思います。一般職員。

だから、例えば再任用で30時間勤務とか育児休業期間中でフルタイムじゃないとか、そういった職員をここで言う、一般職としていっているということでございます。

○議長（中井元信君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

~~~~~○~~~~~

(休憩 午前 1 1 時 4 4 分)

~~~~~○~~~~~

1の改正の趣旨でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律、いわゆる番号法が平成25年5月31日に公布され、平成27年10月5日に施行されます。番号利用法第7条に規定される個人番号が記載された通知カード及び同法第17条に規定する個人番号カードの再交付手数料の額を定めるとともに、住民基本台帳カードの廃止に伴う交付、再交付手数料を削除するため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、2の改正事項の概要(1)では、まず通知カードの再交付に係る手数料を500円に、(2)では個人番号カードを800円と定め、あわせて交付及び再交付の手続を終了する住民基本台帳カードの交付、再交付手数料を廃止いたします。通知カード、個人番号カードのいずれのカードも初回の交付は国庫補助の対象となり、無料での交付となりますが、紛失など本人の過失による再交付については国庫補助の対象となっておりませんので、受益者負担として総務省が示すICカードの購入費などの原価相当の基準額に基づき、通知カード500円、個人番号カード800円の再交付手数料を定めるものでございます。

最後に、3の施行期日等でございますが、2の(1)では国民一人一人に個人番号が付番され、全国で順次世帯ごとに通知カードの郵送が開始される平成27年10月5日が施行期日となります。

2の(2)については、本人の申請に基づき交付される個人番号カードが平成28年1月以降に発行を開始し、従来の住民基本台帳カードが平成27年12月をもって交付及び再交付の手続が終了するのに合わせ、施行期日は平成28年1月1日とするものでございます。

なお、ただし書きは平成27年12月までに申請のあった住民基本台帳カードについて、受け取り期間を申請日から2カ月間としているため、施行期日後に受け取った場合であっても従前の手数料を徴収するものでございます。

補足説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長(中井元信君) ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井元信君) なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井元信君) なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井元信君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長(中井元信君) 日程第13、第46号議案、府中町立保育所設置及び管理条例の廃止についてを議題に供します。

本案について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長(和多利義之君) 第46号議案 平成27年9月11日提出。

府中町立保育所設置及び管理条例の廃止について。

府中町立保育所設置及び管理条例を廃止する条例を次のように定める。

府中町長 和多利義之

提案理由でございますが、府中町立南保育所を廃止するため、府中町立保育所設置及び管理条例を廃止するものでございます。

詳細についての説明は、福祉保健部長がさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○議長(中井元信君) 補足説明。

福祉保健部長。

○福祉保健部長(立石佳之君) 第46号議案、府中町立保育所設置及び管理条例の廃止について、補足説明をさせていただきます。

廃止理由といたしましては、府中町立南保育所の廃止に伴い、府中町立保育所設置及び管理条例を廃止するものでございます。

施行期日は、府中町立南保育所を閉所します平成28年3月末日を待って、平成28年4月1日とします。

府中町立南保育所は、昭和45年4月1日に開所して以来、町内の保育が必要な児

童に対して伸び伸びとした保育方針のもと心身ともに元気な府中っ子を育て、町内唯一の公立保育所として児童福祉の増進に成果を上げてきました。

しかし、建物が老朽化し、耐震性もなく、運営費と施設整備費が一般財源化されたことにより、公立保育所の民間委託について検討してまいりました。平成22年1月、南保育所と同じ柳ヶ丘地区に建設される民設民営の認定こども園が南保育所の120名の定員を充足する施設と判断されたことで、平成22年5月の全員協議会において閉園の方針について説明をさせていただくとともに、南保育所の保護者を対象に保護者説明会を開催いたしてきました。

閉園につきましては、閉園を知らずに入園された児童が卒園する平成27年度末までに閉園するという緩やかな計画とし、年度ごとに新規入所児童の制限、児童の委託定数の変更、保育士の職種変更など、閉園に向け体制を整えてまいりました。また、保護者の皆様にも毎年意向調査を行い、説明会、懇談会を実施するなど、理解を求めてまいりました。

町内には、現在私立の認可保育所が5園、認定こども園が1園、認可事業所内保育所が1園あり、保育業務のみならず子育て支援業務に熱心に取り組まれ、各園ともきめ細やかな保育をされておられます。今後もより一層各私立保育園と連携を取り、町立保育所の廃止による保育行政の後退にならないよう取り組んでまいります。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中井元信君） ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（中井元信君） 日程第14、第47号議案、府中町地域の公園設置及び管理条例の一部改正についてを議題に供します。

本案について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（和多利義之君） 第47号議案 平成27年9月11日提出。

府中町地域の公園設置及び管理条例の一部改正について。

府中町地域の公園設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 和多利義之

提案理由でございますが、小規模多機能型居宅介護事業所の新規開設用地を確保するため、府中町地域の公園設置及び管理条例の一部を改正をさせていただくと、こういうことでございます。

詳細については、生活環境部長が説明をさせていただきます。よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○議長（中井元信君） 補足説明。

生活環境部長。

○生活環境部長（梶川幸正君） 第47号議案、府中町地域の公園設置及び管理条例の一部を改正する条例について、補足して説明をさせていただきます。

第47号議案参考資料をごらんください。

1の改正の趣旨でございますが、府中町高齢者福祉計画第6期介護保険事業計画にあります介護サービスの基盤整備を進めるため必要な小規模多機能型居宅介護の事業所を新たに設置するため、事業用地の候補として現在の山越広場を供し、またその代替の広場を定めるため、条例の一部を改正するものでございます。

続いて、2の改正事項の概要ですが、条例で定めております山越広場の位置を瀬戸ハイム三丁目16番1号から八幡二丁目1番35号へ変更するものでございます。瀬田ハイムから八幡へ町名をまたぐ変更となりますが、この2つの場所を御説明いたしますと、別紙山越広場位置図のとおり、現在の条例で定めている黄色い部分の山越広場が旧瀬戸ハイム小規模下水道処理施設の上屋を解体した跡地にあるものであり、また新たに移転を予定する先は、青色部分は平成21年に山越ため池を埋め立てた土地

でありまして、道路を挟んで隣接する場所でございます。

広場の概要ですが、現在の瀬戸ハイム三丁目の面積は933平方メートル。こちらを小規模多機能型居宅介護の事業所用地の候補とする予定でございます。対して、条例改正後に新たに山越広場となる八幡二丁目の面積は1,516平方メートルでございます。

最後に、3の施行期日でございますが、施行期日は別に規則で定める日としております。これは議決をいただきました後、事業者を公募する際にも広場として利用できる期間があることを考慮してこのようにさせていただいてるものでございます。

補足説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中井元信君） ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

8番西議員。

○8番（西 友幸君） 今度できる小規模多機能型居宅介護施設、何名ぐらい収容できるのでしょうか、収容人数は。

○議長（中井元信君） 高齢介護課長。

○高齢介護課長（森 太君） 今、御質問がございましたので、小規模多機能型居宅介護の御説明をさせていただきます。

小規模多機能型居宅介護は、利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、利用者の選択に応じて施設へ通うデイサービスを中心として短期間の宿泊であるショートステイ、利用者の自宅へ訪問する訪問ヘルプサービスを組み合わせ、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで日常生活上の支援や機能訓練を行います。

この小規模多機能生活介護は、一事業所あたりの登録を29名以下、1日当たりの定員が、デイサービスがおおむね15名以下、ショートステイがおおむね9名以下と定められておりまして、これに準じて施設がつくられるものと理解しております。

以上です。

○議長（中井元信君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思います、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中井元信君） 日程第15、第48号議案、工事請負契約の締結についてを議題に供します。

本案について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（和多利義之君） 第48号議案 平成27年9月11日提出。

工事請負契約の締結について。

次の工事の契約を締結することについて、議会の議決に附すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第25号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

府中町長 和多利義之

提案理由でございますが、地方自治法第96条第1項第5号の規定により条例で定める契約を締結するためでございます。

詳細についての説明は、向洋周辺区画整理事務所長が説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（中井元信君） 補足説明。

区画整理事務所長。

○向洋駅周辺区画整理事務所長（土手澄治君） 第48号議案、工事請負契約の締結につきまして、補足して説明を行います。

工事名、街区整備27-3工事。

工事場所は府中町青崎南、請負金額は7,535万1,600円、請負人は広島市西区横川町二丁目10番21号 大之木建設株式会社、仮契約日は平成27年8月3日、工期につきましては議会の議決のあった日の翌日から平成28年3月25日ま

でございます。

工事内容に関してですが、添付しております議案参考資料第48-1号の図面を
らんください。

まず、この工事の目的でございますが、青崎南のパチンコトーヨー跡地において
19街区の画地整備を行うため、既存のくいを抜くものです。

この工事に先立ち、平成26年度に地中に埋まっています既存ぐいの調査を行って
おります。この調査結果や解体された建物、建築物の建築確認資料などに基づきまし
て、既存ぐいの位置や大きさを推計し、45本のぐいが埋まっていると想定しており
ます。このうち将来道路となる部分のぐいに関しましては、道路管理者である広島県
と協議し、道路管理上支障がないと判断されましたので、ぐいの撤去は行わないこと
としました。

また、近隣建物に近接しているぐいに関しましては、ぐいを抜くことで建物に影響
が出ると予想されますので、この建物が解体されるまでぐいを抜かないこととしてお
ります。これにより、今回の工事では図面水色の丸印で番号を付しておりますぐいを
撤去するものでございます。

具体には、直径が800ミリのぐいを2本、900ミリが6本、1,100ミリの
ものを7本、おのおののぐいの長さは地盤の状況から20メートルを想定しており、
合計15本のぐいを抜き、その空隙、すいたところでございますけれども、そこに流
動化処理土を用いまして埋め戻しを行います。

また、工事期間中は近隣への防音、防塵対策のため、図面では紫色の1点鎖線で示
しております箇所に、高さが5メートル、延長が150メートルの仮囲いを設置いた
します。

この19街区の整備でございますが、今年度ぐいの撤去を行い、来年度、平成
28年度は広島市が公共下水道を迎えにきます年度末までに、大洲橋青崎線、向洋駅
南口線及び区画道路8-3号線の道路整備を行うとともに、この街区の使用収益の開
始が行えるよう、画地整備を計画しております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中井元信君） ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

8番西議員。

○８番（西 友幸君） 県道側からちょっと見てみると、この図面でちょうどあれ、クラウディアさんですか、が入ってるビルに一部かかっていますよね。これは、このビルは今年度移転補償されるということでしょうか。お願いします。

○議長（中井元信君） 区画整理事務所長。

○向洋駅周辺区画整理事務所長（土手澄治君） 西議員からの御質問ですけれども、現在所有者と交渉中でございます。まだ、今年度は契約はできないようですので、来年度以降となる予定でございます。

○議長（中井元信君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中井元信君） 日程第１６、第４９号議案、人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題に供します。

本案について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（和多利義之君） 第４９号議案 平成２７年９月１１日提出。

人権擁護委員の候補者の推薦について。

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦することについて、人権擁護委員法（昭和２４年法律第１３９号）第６条第３項の規定により、議会の意見を求める。

府中町長 和多利義之

提案理由でございますが、人権擁護委員１名の任期が平成２７年１２月３１日をもって満了となるため、人権擁護委員を推薦することについて意見を求めさせていただ

くものでございます。

住所でございますが、広島県安芸郡府中町本町三丁目 1 1 番 5 号、氏名が熊野俊浩氏でございます。提案理由は人権擁護委員の、先ほど申し上げたんですが、ダブリますけれども、熊野俊浩氏の任期が平成 27 年 12 月 31 日をもって満了となるため、人権擁護委員を推薦することについて意見をいただくと、こういうことでございます。

人権擁護委員の委嘱については法務大臣が行うものでございますが、その候補者については市町村長が議会の意見を聞いて推薦しなければならないとされておりますので、提案をさせていただくということでございます。

候補者の熊野俊浩氏の経歴について、簡単に説明をさせていただきます。

昭和 15 年生まれの 75 歳で、昭和 38 年に広島大学を卒業後、広島市立舟入高等学校の教諭を経て、平成 12 年 3 月に広島市立基町高等学校校長として退職され、退職後は広島市立大学事務局就職相談員として学生の就職活動に携われてきました。また、当町においては、平成 17 年 4 月より府中町文化財保護審議委員として活躍をいただいております。

人権擁護委員につきましては、平成 12 年 11 月 1 日から委嘱を受けられ、その豊富な経験をもとに御活躍をいただき、人権擁護委員の職務を十二分に全うしていただけており、現在 5 期目ということでございます。よって、引き続き熊野俊浩氏を人権擁護委員として推薦させていただきたいというものでございます。

なお、人権擁護委員の任期は 3 年となっております。

説明は以上でございますが、これ以上補足説明もないということでよろしく御審議をいただくようお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（中井元信君） 以上で提案説明を終わります。

ここでお諮りします。

本件は人事案件でございますので、慣例に従いまして質疑、討論を省略し、原案者を適任とすることと決定したいと思いますが、御異議ございませんか。

8 番西議員。

○8 番（西 友幸君） かなり高齢な方なので、私は大体 60 代後半ぐらいですね、の方がどうかと、若返りをちょっと考えとるんですが、いかがでしょうか。世代交代いうことをちょっと意見としてお願いしたいと思うんですが、できたらですね。今は

この分は全然関係ないんですが、今から選ぶ人について世代交代を考えてみていただいたらありがたいと思うんですが。60代後半ぐらいですね。

○議長（中井元信君） 御意見ということで、お伺いしときます。

お諮りします。

原案者を適任とすることと決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） 御異議なしと認めます。本案は、原案者を適任とすることと決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中井元信君） 日程第17、第50号議案、平成26年度府中町歳入歳出決算の認定についてを議題に供します。

本案について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（和多利義之君） 第50号議案 平成27年9月11日提出。

平成26年度府中町歳入歳出決算の認定について。

平成26年度府中町歳入歳出決算を地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、議会の認定に付する。

府中町長 和多利義之

詳細については、企画財政部長が説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（中井元信君） ただいま理事者の説明があったわけですが、本案につきましては、委員会付託前に本会議において総括的な補足説明と監査委員の意見をお聞きし、決算審査特別委員会委員、後ほど改めて指名いたしますが、本年度は偶数番でのメンバー構成となりますので、偶数番となる方の発言は遠慮していただきながら、奇数番議員の皆さんで決算審査特別委員会に対し、特に審査をしてもらいたい事項等の要望をしていただくことといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） 御異議ないようでございますので、そのように進めてまいります。

す。

それでは、総括的な事項についての補足説明をお願いします。

企画財政部長。

○企画財政部長（高石寛智君） 第50号議案、平成26年度府中町歳入歳出決算の認定についてを補足説明させていただきます。

平成26年度主要施策の成果に関する調書の1ページから2ページの主文により決算の総括的説明とさせていただきます。

平成26年度の国の当初予算は、経済再生・デフレ脱却と財政健全化をあわせて目指すことを基本に、未来への投資や暮らしの安全・安心の確保など、経済成長に資する施策に重点配分の上編成されました。

特徴的な点としては、社会保障・税一体改革を実現する最初の予算であり、消費税等の税率が引き上げられるとともに、増収分について社会保障費の財源として充当されたことが挙げられます。また、消費税等の引き上げに際して見込まれた駆け込み需要とその反動減を緩和し、さらなる経済成長力の底上げをするため、平成26年2月に成立した好循環実現のための経済対策に係る補正予算と一体的に編成されたところも特徴的な点と言えます。

こうした国の各種施策の効果により、労働者賃金や有効求人倍率は上昇していますが、景気回復の実感としては、国民の間に十分浸透していないのが現状です。

国は、平成27年2月、デフレ不況からの脱却を確かなものにし、経済の好循環をさらに拡大していくため、地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策と銘打った補正予算を編成したところです。

当町においては、国の政策を注視するとともに、予算に掲げたまちづくりへの取り組みを着実に実施し、適正な事業執行に努めました。

平成26年度における当町の一般会計の決算は、次のとおりです。

歳入面のうち町税においては、前年度と比較し、法人町民税で2,289万6,000円、入湯税で1,618万円の減収となりましたが、都市計画税の税率引き上げによる1億9,119万円の増収が大きく影響し、町税全体では2億1,041万4,000円、3.2%増の68億7,290万3,000円となりました。

また、福祉事務所の開設に伴い、国庫支出金で7億4,347万3,000円、

39.3%増の26億3,659万円、特別交付税で4億5,929万8,000円、864.4%増の5億1,243万2,000円となるとともに、地方消費税の税率引き上げにより、地方消費税交付金が1億337万2,000円、21.3%増の5億8,977万円となりました。

一方、町債が6億441万2,000円、26.1%減の17億1,298万8,000円であったことなど、減収となった科目もありましたが、歳入総額としては6億154万8,000円、4.1%の増の151億7,585万円となりました。

歳出面において、投資的事業は、実施計画に基づく予算の重点配分によって、向洋駅周辺土地地区画整理事業や公共下水道事業を引き続き実施しました。学校施設耐震化事業では、府中南小学校を完了し、府中中央小学校、府中中学校、府中緑ヶ丘中学校については工事や設計を進めました。また、新たに南小青崎東線整備事業や（仮称）本町住宅・北部総合福祉施設等整備事業に着手しました。

経常的事業では、大規模な新規事業として生活保護費や児童扶養手当などの給付を行う福祉事務所を設置しました。そのほか、人権・男女共同参画社会への推進や少子高齢化対策の強化、災害対策や健康づくりへの取り組みなど、住民福祉の向上に努めました。

歳出総額は、前年度と比較し、3億6,041万2,000円、2.5%増の149億333万7,000円となりました。

歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は2億7,251万3,000円、形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源3,846万5,000円を差し引いた実質収支は2億3,404万8,000円となりました。よって、平成19年度以来、7年ぶりに財政調整積立基金を取り崩さない決算となり、当該基金残高は10億4,894万4,000円となりました。

平成26年度の主な財政指標は、次のとおりです。

財政力指数は、前年度の0.870から0.865に下がりました。

実質公債費比率は、標準財政規模等の増加により13.9%から12.4%に下がりました。

経常収支比率は、福祉事務所設置に係る扶助費の増加が影響し、96.6%から100.6%に上がりました。

一般会計地方債残高は、臨時財政対策債の残高が5億6,472万4,000円増

加したものの、普通債残高が２億９，２９５万９，０００円減少したこともあり、全体では１，４７１万３，０００円増の１８９億７，０２３万１，０００円となりました。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（中井元信君） 続いて、平成２６年度府中町各会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書について、監査委員から参考意見をお聞かせいただきたいと思います。

本席に監査委員の小菅議員がいらっしゃいますので、小菅議員、よろしくお願いいたします。

１番小菅議員。

○１番（小菅卷子君） 平成２６年度決算に係る参考意見として述べさせていただきます。監査委員の小菅でございます。

平成２６年度府中町各会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査に係る参考意見ということですが、まず審査の結果について報告をいたします。

それでは、お手元に配付しております平成２６年度府中町各会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書の１ページをお開きください。

下段の第２の審査の結果というところになります。審査に付されました平成２６年度府中町各会計歳入歳出決算書及び附属書類は、いずれも関係法令に準拠して適正に作成され、これらの係数は関係諸帳簿と照合した結果、全て正確で一致しており、予算の執行状況についても適正であると認められました。

次に、６０ページをお開きください。

基金の運用状況についての審査結果です。中段になりますけど、第２の審査の結果をごらんください。

平成２６年度府中町土地開発基金の運用状況に関する調書の係数は、関係諸帳簿と照合した結果、全て正確であり、その運用は設置目的に従い、確実かつ効率的に行われ、運用方法や手続も適正に行われているものと認めました。

以上が審査の結果でございます。

続きまして、参考意見ということでございますが、６１ページをお開きください。

決算等に係る総括的意見としてまとめておりますので、この部分を読み上げます。

平成２６年度予算は、新たに開設される福祉事務所に係る経費の増加を勘案しつつ、本町の３大継続事業である公共下水道整備事業、学校施設耐震化事業、向洋駅周辺土

地区画整理事業等のまちづくりの財源を確保するとともに、第3次総合計画の最終仕上げに向けて経常的経費の縮減に努められ、投資的事業の重点化が行われたものであり、その執行結果としての決算についての概要は、次のとおりである。

一般会計の決算額は、歳入151億7,585万1,000円、歳出149億333万7,000円で、前年度と比べると、歳入では6億154万9,000円の4.1%の増、歳出では3億6,041万2,000円の2.5%の増となっている。歳入歳出差引額は2億7,251万4,000円で、このうち翌年度に繰り越すべき財源3,846万5,000円を控除した実質収支額は2億3,404万9,000円の黒字となっている。

歳入は、調定額153億6,948万5,000円に対し、収入済額151億7,585万1,000円、不納欠損額3,249万3,000円、収入未済額1億6,114万1,000円で、前年度と比べると不納欠損額は850万1,000円の35.4%増加し、収入未済額は3,104万7,000円の16.2%減少している。

歳出は、予算現額165億718万8,000円に対し、支出済額は149億333万7,000円、翌年度繰越額8億1,287万6,000円、不用額7億9,097万5,000円で、前年度と比べると翌年度繰越額は3億3,210万円の69.1%増加し、不用額は1億8,085万1,000円の29.6%増加している。

また、特別会計5会計全体の決算額は、歳入112億572万4,000円、歳出111億4,916万9,000円で、前年度と比べると、歳入では3,774万4,000円の0.3%の増、歳出では1,772万7,000円の0.2%の減となっている。歳入歳出差引額は5,655万5,000円で、このうち翌年度へ繰り越すべき財源5万円を控除した実質収支額は5,650万5,000円の黒字となっており、全て特別会計において赤字決算は生じていない。

歳入は、調定額115億6,420万5,000円に対し、収入済額112億572万4,000円、不納欠損額5,901万8,000円で、収入未済額2億9,946万3,000円で、前年度と比べると不納欠損額は2,059万7,000円で53.6%増加し、収入未済額は4,138万円の12.1%減少している。一般会計からの繰入金は16億7,787万3,000円で、前年度と比べ

ると、7,563万6,000円の4.3%減となっている。

歳出は、予算現額118億2,450万7,000円に対し、支出済額111億4,916万9,000円、翌年度繰越額1億6,068万2,000円で、不用額5億1,465万6,000円で、前年度に比べると翌年度繰越額は1億1,433万2,000円の246.7%増加し、不用額は1億9,665万円の61.8%増加をしている。

次に、財政指標では、指数が高いほど財源に余裕があるとされる財政力指数は0.865で、前年度と比べて0.005ポイント低下し、普通地方交付税交付団体になった平成22年度以降、指数は減少傾向にある。

また、比率が低いほど経常余剰財源が大きく、財政構造に弾力性があるとされる経常収支比率は100.6%で、前年度と比べて4.0ポイント上回り、財政構造の硬直化が顕著となった。この経常収支比率上昇の主な要因は、福祉事務所の設置に伴う扶助費等の増加によるもので、その財政負担は臨時的一般財源となる特別交付税で措置されるため、経常一般財源収入額に算入されず、結果的に経常収支比率が上昇したものである。

福祉事務所の設置による財政負担については、設置が義務づけられている市にあっては普通交付税で財源措置されるが、設置が任意の町村の場合は安定性に欠けるとされる特別交付税で財源措置され、公平性に欠けている。福祉事務所の設置は任意であるものの、運営費は経常的経費であることから、普通交付税で措置されるよう国等への要望が望まれる。

また同様に、町債の残高について見ると、地方交付税の財源不足を補うための臨時財政対策債が導入された平成13年度末の一般会計の町債の残高は144億8,066万2,000円で、このうち臨時財政対策債は2億3,110万円の構成比1.6%であったものが、平成26年度末の町債残高は189億7,023万1,000円で、このうち臨時財政対策債は83億9,599万1,000円の構成比44.3%となっており、臨時財政対策債が著しく増加している。

本来、地方交付税総額が不足する場合、地方交付税法では原資となる国税の法定率を変更して対応することとされていることから、臨時財政対策債の発行ではなく、法定率を引き上げるよう要請していくことも必要である。

これらの点に関しては、安定的な一般財源の確保と財政基盤の強化を図る上で非常

に重要な事項であるため、継続的で積極的な要望・要請活動に努めていただきたい。

また、上記以外の決算審査を踏まえての要望等は、次のとおりである。

1として、財源の確保について。

主たる自主財源である町税の収入済額は、都市計画税の税率を100分の0.1から100分の0.2に引き上げたことなどにより、前年度と比べると2億1,041万4,000円増の68億7,290万3,000円となった。一般財源の確保は、安定的な行財政運営を継続する上で重要な要素であることから、町税以外の自主財源の確保についても引き続き検討されたい。

また、国庫支出金等の依存財源の収入済額は、前年度と比べると9億66万8,000円増の76億8,934万7,000円であった。国の経済対策等の動向が著しい中、補助金等を有効に活用しながら事業実施することは財政負担の軽減につながることから、補助制度の創設、変更等の情報収集に努め、依存財源を的確に確保されたい。

2として、不用額について。

不用額は、予算の経済的、効率的な執行や節約等の削減努力の結果が生み出す場合もあり得るが、厳しい財政状況が続く中で不用額が多額になることは、効果的な予算配分を行うという点では好ましいことではない。したがって、予算編成においては積算内容を十分精査し、最小の経費で最大の効果を上げることにより、限られた財源を有効に活用されたい。

終わりに、下水道長寿命化事業、保育所耐震化助成事業など安全・安心に関する新規事業への着手も始まり、今後の財政負担の増加に対応するため都市計画税の税率を引き上げられたところであるが、その増収に安堵することなく、さらなる行財政改革の断行により、持続可能な財政基盤の構築に努められるよう要望します。

以上の内容でまとめさせていただきましたので、参考にしていただければ幸いです。

決算審査における監査委員の意見として、以上でございます。

○議長（中井元信君） 以上でそれぞれの説明を終わります。

続いて、決算審査特別委員会に特に審査をしてもらいたい事項等の要望がございましたら、お願いをいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） なければ、ここでお諮りします。

本案は、慣例により、平成２６年度決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、質疑を含めた審査をお願いすることにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） 御異議ないようですので、そのように決定いたしました。よって、平成２６年度決算審査特別委員会を設置します。

なお、御理解いただいてることと思いますが、会期中に審査をお願いすることになっておりますので、念のため申し添えておきます。

（決算審査特別委員会設置）

次に、特別委員会の委員の選出ですが、従来からの慣例、申し合わせによりまして、議席番号の奇数番、偶数番議員の半数で交互に行っております。去年は奇数番の議員でしたので、今回は偶数番の議員により構成したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） 御異議なしと認めます。よって、府中町議会委員会条例第５条の規定により、私２番中井元信、４番益田議員、６番上原議員、８番西議員、１０番慶徳議員、１２番木田議員、１４番岩竹議員、１６番中村武弘議員、１８番林議員、以上の９名を指名いたします。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） 御異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしましたとおり、平成２６年度決算審査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

それでは、ただいまから平成２６年度決算審査特別委員会の正・副委員長の互選をいたしたいと思いますので、ただいま選任されました委員の皆様は、第１委員会室にお集まりください。

~~~~~○~~~~~

○議長（中井元信君） しばらく休憩いたします。休憩。

（休憩 午後 ２時０１分）

(再開 午後 2時20分)

○議長(中井元信君) 休憩中の議会を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(中井元信君) ただいま、平成26年度決算審査特別委員会が開かれ、委員長には4番益田議員、副委員長には6番上原議員が互選されました。

本席におられますので、まず委員長から御挨拶いただきたいと思います。

4番益田議員。

○4番(益田芳子君) それでは、一言御挨拶を申し上げます。ただいま、本会議において決算審査特別委員会が設置をされ、不肖私が委員長に指名をされました。どうぞよろしくお願いをいたします。委員各位も御承知のとおり、最近は財政規模も増大しております。予算の執行が適切にされたかどうか、慎重に審査をしていただきたいと思います。

また、委員会の審査期間には制約もありますので、能率的に、効果的に委員会が運営できますように、御協力と御理解をよろしくお願いをいたします。

以上で委員長の挨拶をさせていただきました。ありがとうございました。

(拍手)

○議長(中井元信君) ありがとうございました。続いて、副委員長、お願いいたします。

6番上原議員。

○6番(上原 貢君) 副委員長に選出されました上原でございます。委員長をしっかりと補佐してさくさくと進むように全力を挙げて支援したいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

(拍手)

○議長(中井元信君) ありがとうございました。大変御苦勞をおかけいたしますが、よろしくお願いいたします。

審査に係る経費については、もし必要が生じた場合、予備費の充当をお願いしたいと思いますが、町長、よろしいでしょうか。

○町長(和多利義之君) はい。

○議長(中井元信君) よろしいということでございますので、そのように決定いたします。

それでは、特別委員会の設置が整いましたので、第50号議案、平成26年度府中町歳入歳出決算の認定についてを決算審査特別委員会に付託いたします。したがって、9月16日から審査に入っていただきたいと思います。

お諮りします。

平成26年度決算審査特別委員会の審査のため、9月16日から9月24日までの9日間、休会といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） 御異議なしと認めます。したがって、9月16日から9月24日までの9日間、休会とすることに決定いたしました。決算審査特別委員会の皆様には大変御苦勞をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

ここでお諮りします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会としたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井元信君） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会とし、次回は9月14日午前9時30分から会議を開きます。御苦勞さまでした。

（散会 午後 2時24分）